

資 料

洞爺湖町議会令和7年12月会議  
議 案 説 明 資 料

## 藤川知子氏経歴

住 所 虹田郡洞爺湖町

氏 名 ふじ かわ とも こ子

生年月日 昭和 年 月 日生 ( 歳)

学歴 昭和 51 年 3 月 苫小牧駒沢短期大学食物栄養科卒業

職歴 昭和 52 年 1 月 北海道教育委員会奉職 (栄養職員)

洞爺村学校給食センター勤務

平成 18 年 3 月 洞爺湖町学校給食センター勤務

平成 19 年 4 月 洞爺湖町立とうや小学校 (栄養教諭)

平成 28 年 3 月 定年退職

平成 29 年 4 月 洞爺湖町立とうや小学校特別支援教育支援員

平成 30 年 4 月 洞爺湖町放課後児童クラブ補助員

公職歴 令和 5 年 4 月 人権擁護委員 (現在に至る)

洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

(期末手当)	改 正 案	現 行
第6条 略		(期末手当)
2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において、議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の235</u> を乗じて得た額に、洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号。以下「給与条例」という。）第21条第2項に規定する在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。	第6条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において、議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の230</u> を乗じて得た額に、洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号。以下「給与条例」という。）第21条第2項に規定する在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。	

洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

(期末手当)	改 正 案	現 行
第6条 略		(期末手当)
2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において、議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の232.5</u> を乗じて得た額に、洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号。以下「給与条例」という。）第21条第2項に規定する在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。	第6条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において、議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の235</u> を乗じて得た額に、洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号。以下「給与条例」という。）第21条第2項に規定する在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。	

洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
(期末手当)	(期末手当)
<b>第4条 略</b>	<b>第4条 略</b>
2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退任した者にはあっては、退任した日現在）において特別職が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の235</u> を乗じて得た額に、洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。	2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退任した者にはあっては、退任した日現在）において特別職が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の230</u> を乗じて得た額に、洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。

洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
(期末手当)	(期末手当)
<b>第4条 略</b>	<b>第4条 略</b>
2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退任した者にはあっては、退任した日現在）において特別職が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の232.5</u> を乗じて得た額に、洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。	2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退任した者にはあっては、退任した日現在）において特別職が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の235</u> を乗じて得た額に、洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。

洞爺湖町職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条）

改 正 案	現 行
(通勤手当)	(通勤手当)
第15条 略	第15条 略
2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1) 略	(1) 略
(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）	(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）
ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道2キロメートル以上5キロメートル未満である職員 2,000円	ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道2キロメートル以上5キロメートル未満である職員 2,000円
イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円	イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円
ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円	ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円
エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円	エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円
オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満で	オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満で

ある職員 <u>13, 500円</u>	力 使用距離が片道 25キロメートル以上30キロメートル未満で ある職員 <u>16, 600円</u>	力 使用距離が片道 25キロメートル以上30キロメートル未満で ある職員 <u>12, 900円</u>
キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満で ある職員 <u>19, 700円</u>	ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満で ある職員 <u>22, 800円</u>	キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満で ある職員 <u>15, 800円</u>
ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満で ある職員 <u>25, 900円</u>	コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満で ある職員 <u>29, 100円</u>	ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満で ある職員 <u>18, 700円</u>
コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満で ある職員 <u>29, 100円</u>	サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満で ある職員 <u>32, 300円</u>	コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満で ある職員 <u>21, 600円</u>
サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満で ある職員 <u>35, 500円</u>	シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満で ある職員 <u>38, 700円</u>	サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満で ある職員 <u>26, 200円</u>
シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満で ある職員 <u>38, 700円</u>	ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>31, 600円</u>	シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満で ある職員 <u>28, 000円</u>

(3)

略

(日直手当)

3~7 略

(日直手当)

3~7 略

第19条の2 日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき4,700円を超えない範囲内において規則で定める額を日直手当として

第19条の2 日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき4,000円を超えない範囲内において規則で定める額を日直手当として

支給することができます。

2 略

(期末手当)

第21条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3～5 略

6 定年前再任用短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

(勤勉手当)

第24条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 第1項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。

支給することができます。

2 略

(期末手当)

第21条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3～5 略

6 定年前再任用短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

(勤勉手当)

第24条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 第1項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。

次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額	(2) 第1項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の52.5</u> を乗じて得た額の総額
3～5 略	3～5 略

次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額の総額	(2) 第1項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の50</u> を乗じて得た額の総額
3～5 略	3～5 略

洞爺湖町職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条）

改 正 案	現 行
(期末手当)	(期末手当)
第21条 略	第21条 略
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>1.00分の126.25</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>1.00分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
3～5 略	3～5 略
6 定年前再任用短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「 <u>1.00分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>1.00分の7.2.5</u> 」とする。	6 定年前再任用短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「 <u>1.00分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>1.00分の7.2.5</u> 」とする。
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第24条 略	第24条 略
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
(1) 第1項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。	(1) 第1項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。

	次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に <u>100分の106.25</u> を乗じて得た額の総額	次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額
(2) 第1項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の51.25</u> を乗じて得た額の総額	(2) 第1項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の52.5</u> を乗じて得た額の総額	3～5 略

洞爺湖町議会議員及び同翁湖町長の選舉における選舉運動の公費負担に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(選舉運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)	(選舉運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)
第8条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選舉運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が8円38銭を超える場合には、 <u>8円38銭</u> ）に当該選舉運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものでありますことにつき、委員会の定めどころにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。）を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。	第8条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選舉運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円73銭を超える場合には、 <u>7円73銭</u> ）に当該選舉運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものでありますことにつき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。）を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選舉運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選舉運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、586円88銭に当該選舉におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に70,000円を加えた金額を当該選舉におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。）を超える場合には、当該除

して得た金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からとの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

して得た金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からとの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

洞爺湖町環境基本条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
(所掌事項)  第26条 畠議会は町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。 (1) 環境の保全及び創造に関する基本的事項 (2) 廃棄物の減量とリサイクル、適正処理の推進及び手数料等に関する事項  (3) 公害対策に関する重要な事項 (4) 前各号に掲げるもののほか、法令又は他の条例の規定によりその権限に属された事項  2 畠議会は、前各号に掲げるものに關し町長に意見を述べることができ る。	(所掌事項)  第26条 畠議会は、次に掲げる事項を調査審議する。 (1) 町長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する基本的事項 (2) 前号に掲げるもののほか、法令又は他の条例の規定によりその権限に属された事項  2 前項に定めるもののほか、審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項について町長に意見を述べることができる。
(組織等)  第27条 畠議会は、委員15人以内で組織し、環境に關し見識のある者のうちから町長が委嘱する。 2 委員の任期は、3年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。 3及び4 略	(組織等)  第27条 畠議会は、委員10人以内で組織し、環境に關し見識のある者のうちから町長が委嘱する。 2 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。 3及び4 略

洞爺湖町公害防止条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
目次	目次
第1章～第5章 略 <u>第6章 削除</u>	第1章～第5章 略 第6章 公害対策審議会（第33条～第37条） 第7章～附則 略
第6章 削除	第6章 公害対策審議会 (審議会の設置等)
第33条から第37条まで 削除	<p>第33条 町の公害対策に関する事項を調査審議するため、洞爺湖町公害対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>2 審議会は、町長の諮問に応じ、公害対策に関する重要な事項を調査審議する。</p> <p>3 審議会は、公害対策に関する事項を町長に建議することができる。</p> <p>(組織)</p> <p>第34条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、学識経験のある者の中から町長が任命する。</p> <p>3 委員の任期は、2年とする。ただし補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 委員は、再任されることができる。</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第35条 審議会に会長及び副会長を置く。</p> <p>2 会長及び副会長は、委員が互選する。</p>

	<p><u>3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。</u></p> <p><u>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。</u></p> <p>(会議)</p>
	<p><u>第36条 審議会の会議は、会長が招集する。</u></p> <p><u>2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。</u></p>
	<p><u>3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</u></p> <p>(専門委員)</p>
	<p><u>第37条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。</u></p> <p><u>2 専門委員は、学識経験のある者のうちから町長が任命する。</u></p> <p><u>3 専門委員は、当該事項の調査が終了したときは、解任されるものとする。</u></p>

## 指定管理者議案説明資料

施設の名称	洞爺いこいの家	洞爺水辺の里財田キャンプ場
施設の所在地	虻田郡洞爺湖町洞爺町199番地1	虻田郡洞爺湖町財田9番地
選定方法	洞爺湖町公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例 第2条（指定管理者の公募）	

### 1 施設の概要

設置条例	洞爺湖町洞爺いこいの家条例
設置目的	町民の健康で明るく豊かな生活の向上、保健と休養、社会福祉の向上を目的とする。
施設の事業内容	(1) 洞爺いこいの家の利用の許可に関する業務 (2) 洞爺いこいの家内における飲食等の販売に関する業務 (3) 洞爺いこいの家の施設及び設備の維持管理に関する業務 (4) 洞爺いこいの家の運営に関し、必要な業務
現在の管理者	洞爺産業 株式会社
管理運営費	13,850,000円／年

設置条例	洞爺湖町洞爺水辺の里財田キャンプ場条例
設置目的	町民の健康で明るく豊かな生活の向上、青少年の環境教育等を推進するとともに観光の振興に寄与することを目的とする。
施設の事業内容	(1) 洞爺水辺の里財田キャンプ場の利用の許可に関する業務 (2) 洞爺水辺の里財田キャンプ場内における飲食等の販売に関する業務 (3) 洞爺水辺の里財田キャンプ場の施設及び設備の維持管理に関する業務 (4) 洞爺水辺の里財田キャンプ場の運営に関し、必要な業務
現在の管理者	洞爺産業 株式会社
管理運営費	33,850,000円／年

### 2 指定管理者として指定する団体の概要

名 称	洞爺産業 株式会社
所 在 地	虻田郡洞爺湖町洞爺町414番地
代 表 者 名	代表取締役 伝 哲也
設立年月日	昭和59年2月24日
設立目的	事業概要欄に記述
資 本 金	10,000,000円
職 員 数	(1)正職員 4人 (2)臨時職員 17人

事 業 概 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 土木建設工事、建築工事、鉄骨、橋梁、鉄塔その他構造物の製作、施工および解体、とび業、造園業上下水道施設工事</li> <li>(2) 建設工事用、農業用の機械及び資材の仕入販売</li> <li>(3) 重機車両、自転車、ボート、テント、オートバイ等の賃貸及び保管業務</li> <li>(4) 駐車場の経営</li> <li>(5) 不動産の売買、賃貸及びそれらの仲介、不動産の管理等に関する業務</li> <li>(6) 車両、農機具及びその部品の製造、修理、販売</li> <li>(7) 日用品、雑貨、食料品、酒、煙草、家庭電気製品の販売及び賃貸</li> <li>(8) 農産物、水産物及びそれらの加工食品の製造及び仕入れ販売</li> <li>(9) ホテル、旅館、下宿、貸別荘、遊園地、ゴルフ場、スキー場、テニス、乗馬クラブその他観光及びレジャー施設の経営</li> <li>(10) 給食業務、海産物店、北海道土産物店、飲食店及び食品雑貨の店舗及び移動店舗の経営</li> <li>(11) 広告代理店業務</li> <li>(12) 産業廃棄物の収集運搬及び処分</li> <li>(13) 公共施設の管理業務、清掃業務の請負</li> <li>(14) 道路、公園等公共施設の清掃業務及び塵芥収集業務の請負</li> <li>(15) 前各号に附帯する一切の業務</li> </ul>						
決 算	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">(1) 資産の部</td> <td style="text-align: right;">2 0, 3 5 3, 5 5 5 円</td> </tr> <tr> <td>(2) 負債の部</td> <td style="text-align: right;">9, 4 8 7, 1 9 4 円</td> </tr> <tr> <td>(3) 純資産の部</td> <td style="text-align: right;">1 0, 8 6 6, 3 6 1 円</td> </tr> </table>	(1) 資産の部	2 0, 3 5 3, 5 5 5 円	(2) 負債の部	9, 4 8 7, 1 9 4 円	(3) 純資産の部	1 0, 8 6 6, 3 6 1 円
(1) 資産の部	2 0, 3 5 3, 5 5 5 円						
(2) 負債の部	9, 4 8 7, 1 9 4 円						
(3) 純資産の部	1 0, 8 6 6, 3 6 1 円						

### 3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

### 4 事業計画

(洞爺いこいの家)

項 目	事 業 内 容
施設の管理運営	<p>洞爺いこいの家の最大の魅力として洞爺温泉の非常に良い泉質が挙げられ、洞爺町エリアの貴重な財産となっております。この温泉資源を絶やさぬよう守り、町内外への最大限の利用が施設に求められていると認識しております。</p> <p>昭和58年度の開館以来、施設の老朽化が進んでおりますが、平成22年度に一部施設改修が実施され、今後は各設備の点検を定期的、計画的に行い、利用者が安全に安心して利用できるよう維持管理を行います。段階的に配管工事や設備機器交換等、不具合のある箇所の改修が進んでおりますので、継続的に町と協議しながら行います。</p>

項 目	事 業 内 容
効率的な運営	<p>消耗品等、営業に必要な備品を財田キャンプ場との一括共同購入により経費削減を意識しております。芝刈や樹木の剪定等の場外管理業務においても財田キャンプ場と連携し多人数、短時間で行うオペレーションを実施しております。</p> <p>運営人員においては、開館前の準備作業2名、営業時間帯及び閉館作業を1名の交代制で運営しておりましたが、令和6年度より通年正規雇用を1名増員し交代制シフトの見直しを行い、社員の労働環境の改善に努めております。</p>
苦情処理	<p>利用者の声を真摯に受け止め、従業員全体でより良い環境の提供と満足度向上を目指し職員で共有し改善を図ります。お子様からご高齢の方まですべての年齢層にゆっくり満足いただける施設を目標とした接客対応を心掛け、ご来場者の声にお応えしていきたいと思います。</p>
緊急時の対応	<p>急病等の緊急時は、管理室内に掲出されている緊急連絡先による迅速な対応を行います。泉源関係の不調においては洞爺総合支所、温泉利用協同組合と連携を取り、迅速な対応及び改善に努めます。</p>
事故防止の取り組み	<p>浴場においてはレジオネラ菌の検査等、事故防止の為に定期的に成分調査を行っています。その他災害防止マニュアル、緊急時対応マニュアル等を整備し安全と安心の確保に努めます。また、出入り口に引き続き消毒アルコールを設置しており、インフルエンザ等の流行時の感染防止に努めます。</p>
個人情報保護について	<p>基本的に来館者の個人情報を収集することはありません。ただし、お客様アンケートなどで得た情報については、ご本人、または代理人からの請求があった場合にのみ開示します。また、官公庁などの法的機関からの要請がある場合や、サービスを保護するために必要な場合には、この限りではありません。</p> <p>個人情報は、定められた場所で3年間保管し、その後、適切に処理・削除いたします。</p>
達成目標	<p>洞爺湖町の人口減少や、近隣温浴施設と比較し建物の老朽化は否めませんが、清潔感のある館内清掃と気持ちのよい接客対応を維持しています。コロナ禍を経て、一時激減した客数を令和6年には3万3,000人弱まで戻すことが出来ております。</p> <p>今後は長年通われているリピーターを大切にしながら、新しい客層の取り組みにチャレンジし、年間利用者数3万5,000人を目標に取り組みます。</p>

項目	事業内容
広 告 宣 伝	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マスメディアの活用 テレビ・雑誌社への情報協力を積極的に行い、銭湯料金で入浴できる源泉かけ流し天然温泉の魅力を全道へ発信します。雑誌では現在、じやらん・HOなどで定期的に掲載していただいております。</li> <li>・洞爺水辺の里財田キャンプ場、洞爺まちづくり観光協会との連携強化 近年のキャンプ場の在り方として、温浴施設の併設が挙げられますが、車で5分～10分圏内の移動距離を生かし積極的に双方利用者への宣伝を行い更なる周知に努めます。</li> </ul>
地 域 へ の 貢 献	町内外の利用者に安心して憩いの場として利用していただける環境作りを行うと共に、町外利用者に洞爺町エリアの静かで自然豊かな環境を満喫いただき、周辺観光のきっかけづくりになるよう洞爺まちづくり観光協会や近隣施設と連携しながら運営を行います。
そ の 他	指定管理者業務仕様書を厳守し、管理運営業務を遂行します。

(洞爺水辺の里財田キャンプ場)

項目	事業内容
施設の管理運営	<p>国立公園の美しい自然と来場者に快適な場内環境の両立を目指し、場内整備を進めています。財田キャンプ場の「清潔なトイレ・炊事場」と「丁寧に管理された場内・芝生」は、来場者から非常に高い評価をいただいております。</p> <p>お子様からご年配の方まで安心して過ごせる環境を提供できるよう、今後も継続的に維持管理を行う方針です。</p> <p>老朽化した設備については、洞爺湖町と連携のうえ、必要に応じて隨時修繕を実施します。</p> <p>また、倒木の恐れがある樹木の点検や芝生の張り替え作業などは、熟練したスタッフが安全・確実に対応しております。</p>
効率的な運営	<p>受付業務に関してはオンライン予約を活用、キャッシュレス決済の導入によるチェックイン時の会計業務の簡素化しています。</p> <p>今後は、現地クレジット決済や予約時の事前決済も視野に入れており、来場者目線の更なる利便性向上を目指しています。</p> <p>芝刈り作業等、野外業務におきましてはチェックアウト後や閑散日に計画的な作業を行い、キャンプ場利用者への騒音や迷惑とならいような作業計画を受付スタッフと連携を取りながら実行しております。</p>

項 目	事 業 内 容
苦 情 处 理	<p>場内アンケートの実施の他、イレギュラーな苦情には昼夜問わず迅速に対応します。</p> <p>昨今のブームによるキャンプ人口の増加により一部利用者のマナーの低下が他キャンプ場でも問題となっております。特に夜間の騒音、迷惑行為には厳しく対応し、場内の治安を守る巡回等を今一度見直します。</p> <p>各種SNS、Googleの評価など誰でも自由に書き込み、観覧出来る時代となっておりますが、苦情から得られる顧客心理を確実にくみ取り、より良い場内環境と接客応対に反映させる取り組みを実行します。</p>
緊 急 時 の 対 応	<p>重大な事故等が発生した場合、洞爺湖町役場、警察・消防へ報告を行い、被害を最小限に抑える迅速な対応を心掛けます。</p> <p>キャンプ場利用者と関連性の高いカヌー・SUP等のレイクスポーツによる水難事故が近年発生しております。状況によっては洞爺まちづくり観光協会・消防と連携し救助船舶の要請を早急に行います。</p>
事 故 防 止 の 取 り 組 み	<p>場内事故防止の為、車両入場者には徐行運転を守るよう受付時にお知らせし、路上駐停車による道路幅減少を防ぐ為、チェックイン後の場内周回を実行しています。</p> <p>また、受付時の家族構成の確認、湖の状況や湖の遊泳禁止等、昨今の温暖化に伴う体調管理の注意を行い、来場者すべてに安心安全にキャンプを楽しんでいただく対応を取っています。</p> <p>カヌー等レイクスポーツ利用者には、洞爺湖適正利用推進連絡協議会の定めたルール・禁止事項の伝達と、キャンプ場管理棟での連絡先の記入及び緊急時の為の携帯電話をいただくことで有事に備えます。</p>
個 人 情 報 保 護 に つ い て	<p>予約業務及び受付業務にて取り扱う個人情報は、決められた場所にて厳重に保管し、第三者に閲覧されることの無い適切な安全対策を実施して、個人情報保護に努めて参ります。</p> <p>業務を一部外部委託する際は、十分な個人情報保護水準を確保している業者を選定することを条件として、機密保持契約を結びます。</p> <p>保有するお客様の個人情報については、お客様ご本人、ご本人により委任された代理人、または、ご本人の法定代理人から請求があった場合のみ開示いたします。</p> <p>ただし、官公庁・法的機関などによって情報の公開を求められた場合にサービスを保護する必要がある場合には、この限りではありません。</p> <p>個人情報は、決められた場所で3年間保管し、その後、適切に処理・削除いたします。</p>
達 成 目 標	コロナ禍以降、順調に客数アップとリピーター獲得に取り組んで参りました。令和6年度は客数2万2,000人強と前回目標2万人を達成しております。週末は有難いことにはほぼ予約満員となっております。今後は平日の集客に力を入れ、年間客数2万8,000人を目指に新たな客層へのアプローチをしていきます。

項目	事業内容
広告宣伝	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SNS/メディアの活用 前回の指定管理申請時に開設したInstagramアカウントは、フォロワー数を約800人から5,000人へ大きく伸ばすことが出来、これにより、情報発信力の面で大きな成果を上げています。 現在はSNSを活用して、リアルタイムの空き区画情報や天気予報などを発信し、利用者にとって必要な情報をタイムリーに届けられるようになり、これにより来場者促進や運営の効率化にも繋がっています。 今後は単なる集客ツールとしてだけでなく、地域の魅力を広く発信し、観光振興や地域活性化にも貢献できる仕組み目指します。</li> <li>・ホームページの活用 財田キャンプ場ホームページ内に作成される更新可能なニュース欄を活用し、観覧側に場内の様子が伝わるよう、来場のきっかけ作りを心掛けていきます。 また、ホームページ上でオンライン予約も行っており、インバウンドへのアプローチも心掛けております。 隣接する洞爺財田自然体験ハウスとリンクしており、来場促進が出来るよう相互に取り組みを強化していきます。</li> </ul>
地域への貢献	<p>観光の拠点として、利用者の多様な需要に応えられる場を目指しております。</p> <p>季節に合わせた特産品の紹介や取り扱い店の情報発信を行い、洞爺湖町全体を周遊しながら楽しんでいただけるような施設づくりを進めてまいります</p> <p>また、引き続き「財田自然体験ハウス」との連携を強化し、双方の利用者に対する認知度および満足度の向上につながる環境の構築を目指します。</p> <p>地域資源を生かしながら、より魅力的で一体感のある観光体験を提供していきたいと考えております</p> <p>さらに今後は、スポーツ交流館や運動グラウンドの空き区画、そしてキャンプ場外の駐車場などのスペースを活用し、キッチンカーの誘致やイベントの開催を計画しております。</p> <p>これにより、キャンプ利用者だけでなく、地域住民や観光客など幅広い層の方々に訪れていただける、新たな賑わいの場を創出していきたいと考えております。</p> <p>これらの取り組みを通じて、地域とともに成長し、訪れるすべての方に魅力を感じていただける拠点施設を目指してまいります。</p>
その他の	指定管理者業務仕様書を厳守し、管理運営業務を遂行します。

## 5 収支計画

(洞爺いこいの家)

(単位：千円)

項目	金額(消費税及び地方消費税を含む。)					
	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	合計
収入	13,850	13,970	14,100	14,120	14,250	70,290
指定管理料	0	0	0	0	0	0
利用料金	13,000	13,100	13,200	13,200	13,300	65,800
その他収入	850	870	900	920	950	4,490
支出	13,850	13,970	14,100	14,120	14,250	70,290

(洞爺水辺の里財田キャンプ場)

(単位：千円)

項目	金額(消費税及び地方消費税を含む。)					
	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	合計
収入	33,850	34,070	34,420	35,550	35,800	173,690
指定管理料	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000
利用料金	32,850	33,070	33,420	34,550	34,800	168,690
その他収入	0	0	0	0	0	0
支出	33,850	34,070	34,420	35,550	35,800	173,690

※ 指定管理料の合計額が、債務負担行為設定額となる。

(2施設合計)

(単位：千円)

項目	金額(消費税及び地方消費税を含む。)					
	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	合計
収入	47,700	48,040	48,520	49,670	50,050	243,980
指定管理料	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000
利用料金	45,850	46,170	46,620	47,750	48,100	234,490
その他収入	850	870	900	920	950	4,490
支出	47,700	48,040	48,520	49,670	50,050	243,980

※ 指定管理料の合計額が、債務負担行為設定額となる。